

## みたかデジタル商品券事業利用者規約

### 第1条（総則）

本規約は、三鷹市（以下「市」という。）が発行する「みたかデジタル商品券」の取り扱い等について定めるものです。

### 第2条（事業の目的）

長期化する物価高騰の影響を受けている幅広い世代の市民生活を支援するとともに、みたか地域ポイントアプリ（以下「アプリ」という。）の利用促進やデジタル化の推進を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、アプリを利用したデジタル型の商品券を発行する「みたかデジタル商品券事業」を実施します。

### 第3条（定義）

本規約において利用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「みたかデジタル商品券」とは、三鷹市が電磁的方法により市内在住者に対して発行（販売）する商品券で、商品券を購入した者が本規約等に基づく商品券取引に使用することができるものをいいます。
- (2) 「参加店舗」とは、みたかデジタル商品券事業参加店舗規約を承諾のうえ、市に所定の登録申請をし、その承認を受けた店舗、事業所又は施設等で、みたかデジタル商品券が利用できる店舗、事業所又は施設等をいいます。
- (3) 「商品券取引」とは、みたかデジタル商品券を購入した者が、参加店舗より物品、サービス等の商品又は役務の提供（以下「商品等」という。）を受けた場合等に、その代金等をみたかデジタル商品券で決済することをいいます。

### 第4条（事業の内容）

本事業の内容は、次のとおりとします。

- (1) 商品券の名称 みたかデジタル商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 主催者 三鷹市
- (3) プレミアム率 30パーセント
- (4) 発行額面 13億円（うちプレミアム分3億円）
- (5) 販売対象者 市内在住者（本規約の「市内在住者」とは、令和8年5月20日時点の住民基本台帳に記載のある者（住民票のある者）と定義し、購入申込者情報と住民基本台帳の照合により判断します。）
- (6) 商品券の形状 アプリを利用したデジタル型商品券
- (7) 販売価格 1口1,000円（額面1,300円）
- (8) 購入申込期間 令和8年4月20日（月）午前10時～5月20日（水）  
ただし、申込みが発行額に満たないときに限り、令和8年6月1日（月）午前10時～6月12日（金）を申込期間として、2次申込みを受け付ける場合があります。
- (9) 販売方法 事前申込による抽選販売
- (10) 抽選方式 購入希望者には、必ず1口は当選する仕組みとして抽選します。  
ただし、2次申込みの場合は、この限りではありません。
- (11) 購入方法 アプリに通知された抽選結果に基づき、アプリにより購入手続きを行います。商品券の購入は、クレジットカードによるキャッシュレス決済（3Dセキュアによる認証が必要になります。）又は所定のコンビニエンスストア及び株式会社セブン銀行 ATM での現金支払いを

原則とします。

(12)販売期間

- ア 1次申込み 令和8年6月10日(水)午前10時～9月30日(水)
- イ 2次申込み 令和8年7月1日(水)午前10時～9月30日(水)

(13)利用期間

- ア 1次申込み 令和8年6月15日(月)午前10時～10月31日(土)
- イ 2次申込み 令和8年7月1日(水)午前10時～10月31日(土)

(14)上限購入口数 1人30口(30,000円、額面39,000円)

ただし、2次申込みの場合は、この限りではありません。

第5条 (商品券の購入申込等)

- 1 商品券の購入申込みができる者は、三鷹市の住民基本台帳(令和8年5月20日時点)に記載がある者で、電話番号が登録されたスマートフォン等の機器及びメールアドレスを有する者(以下「スマホ等所有者」といいます。)とします。ただし、スマホ等所有者の同意を得て、同機器を所有しない家族がスマホ等所有者の機器を使用して申し込むことも可能とします。
- 2 スマホ等所有者は、住民基本台帳上同一世帯の未成年者(令和8年5月20日時点で18歳未満の者をいう。以下同じ。)分の商品券について、次の各号に掲げる場合を除き、スマホ等所有者自らが使用できるものとして、購入申込みができるものとします。ただし、同一世帯の未成年者分の商品券のみを申し込むことはできません。
  - (1) 未成年者が自ら所有する機器を使用して申込みをした場合
  - (2) 未成年者が前項ただし書きにより申込みをした場合
  - (3) 同一世帯に複数のスマホ等所有者がいる場合において、いずれかのスマホ等所有者がすでに申込みを行った未成年者分の商品券を申し込む場合
- 3 商品券の購入申込みは、本規約、みたか地域ポイントアプリ利用規約及びみたか地域ポイントアプリ・プライバシーポリシーに同意のうえ、第4条第8号に規定する購入申込期間内に、アプリによりアカウント登録、SMS認証及びその他必要事項の入力を行うことにより行うこととします。
- 4 購入申込みは、1人につき1件(最大30口)までとします。ただし、スマホ等所有者が同一世帯の未成年者分の商品券を合わせて申し込む場合は、当該未成年者1人につき1件(最大30口)まで申し込むことを可能とします。
- 5 同一人物分の申込みが複数件あると市が認めた場合は、最初の申込み分のみ有効とし、その他の申込みは無効とします。また、なりすまし等不正な申込みであると市が認めた場合は、すべての申込みを無効とします。
- 6 複数件の申込みや不正な申込みが商品券購入後に発覚した場合、市は、利用者に対してヒアリングを実施し、次の各号に掲げる措置を取ることができます。
  - (1) 過失により複数件申込みをしたことが判明した場合、前項の規定に基づき、最初の申込み分以外の商品券の購入契約を無効とし、当該商品券を利用不可とします。なお、利用不可となった商品券の購入代金は払い戻します。
  - (2) 前号において、購入契約を無効とすべき商品券のうち、既に使用した商品券がある場合は、使用済み商品券は払い戻しをせず、当該利用者は当該商品券のプレミアム分に相当する額を市に支払わなければならないものとします。
  - (3) なりすまし等の不正な申込みが発覚した場合は、すべての商品券の購入契約を無効とし、当該商品券を利用不可とします。なお、当該商品券の購入代金は払い戻しません。
  - (4) 前号において、購入契約を無効とすべき商品券のうち、既に使用した商品券がある場合は、当該利用者は使用済み商品券の額面に相当する額を市に支払わなければならない

ものとしします。

- 7 商品券の購入申込みをする者（以下「申込者」という。）が未成年者である場合は、商品券の購入申込みについて、必ず親権者又は法定代理人の同意を得ることとしします。なお、共同で親権を有する場合は、いずれかの親権者の同意があれば、購入申込みができるものとしします。
- 8 未成年者分の商品券について、前項の規定に基づく未成年者本人からの購入申込みと第2項の規定に基づくスマホ等所有者の購入申込みが重複した場合は、未成年者本人の申込みを有効としします。
- 9 未成年者分の商品券について、同一世帯の複数のスマホ等所有者が申込みを行った場合は、申込日時の早い申込みを有効としします。
- 10 申込者自身で商品券を購入することが困難である場合等、その他やむを得ない事由がある場合は、申込者の法定代理人において申込者のために商品券の購入申込みに係る手続を行うことができるものとしします。
- 11 2次申込みにおいて購入申込みができる者は、1次申込みにおいて購入申込みをしていない者に限ります（1次申込みにおいて購入申込みをしたスマホ等所有者が、1次申込みでは申込みを行わなかった未成年者分の商品券のみを申し込むことはできません。）。

#### 第6条（商品券の販売）

商品券の販売に係る規定は、次のとおりとしします。

- (1) 市は、申込者（未成年者分を申し込んだ者については、当該未成年者を含む。）の情報と令和8年5月20日時点の三鷹市住民基本台帳の情報を照合し、販売対象者であることの確認を行います。市は、申込者が販売対象者と認められないと判断した場合は、商品券の販売は行わないこととしします。
- (2) 市は、申込者に対し、抽選結果（当選口数を含む。）をアプリ上で通知します。
- (3) 抽選結果の通知を受けた者は、アプリにより商品券を購入できるものとしします。
- (4) 商品券の購入代金の支払いは、クレジットカードによるキャッシュレス決済（3Dセキュアによる認証が必要になります。）又は所定のコンビニエンスストア及び株式会社セブン銀行ATMでの現金支払いを原則としします。
- (5) 当選口数の範囲内であれば、複数回に分けての購入を可能としします。
- (6) 販売した商品券については、特定の参加店舗が商品券の取扱いをできなくなった場合又は参加店舗における特定の商品若しくはサービスについて商品券の利用対象とできなくなった場合や、天災等の不可抗力による場合を含め、商品券利用期間内・期間外のいずれにおいても払い戻しはできないものとしします。
- (7) 商品券の購入に係る領収書の発行はできません（参加店舗で商品券取引があった際の領収書の発行については、各店舗の判断で対応することとしします。）。

#### 第7条（商品券の利用）

- 1 商品券は、第4条第13号に規定する利用期間内に、参加店舗における商品の販売、サービスの提供等についてその額面をもって現金と同等とし、参加店舗の商品の販売、サービスの提供等に利用可能としします。
- 2 商品券の利用に当たっては、参加店舗に掲示された商品券の決済用二次元コードを、商品券を購入した者（以下「利用者」という。）のアプリにより読み取ることで行うこととし、利用者と参加店舗の相互により利用額を確認し、支払処理を行うものとしします。
- 3 次のような場合は、商品券の利用対象にならず、商品券の利用は禁止するものとしします。
  - (1) 資産形成につながるもの
  - (2) 換金性の高いもの（ギフト券・ビール券・お米券・図書券・旅行券・共通入浴券・文

具券・店舗が独自発行する商品券などの各種商品券、有価証券・切手・はがき・印紙・プリペイドカード・電子マネーなど）の購入

- (3) 他の電子マネー等へのチャージ
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
  - (5) 税金や保険料・市指定有料ゴミ袋など国や地方公共団体等への支払い
  - (6) 電気、ガス、水道料金などの公共料金への支払い
  - (7) たばこの購入
  - (8) インターネットを通じた商品の販売、サービスの提供等その他の通信販売等における支払い
  - (9) 販売、提供等が法令等に違反するもの
  - (10) その他、市又は参加店舗等が特に指定するもの
- 4 商品券を利用した商品の販売、サービスの提供等については、参加店舗と利用者との間で直接売買契約等が締結されるものであって、市は、当該売買契約等の当事者となるものではなく、当該売買契約等に基づく商品の販売、サービスの提供等について何ら責任を負うものではありません。
  - 5 商品券の利用について、市は、特定の参加店舗が商品券の利用期間中継続して参加店舗として商品券を取り扱うものであること、及び、参加店舗における特定の商品又はサービスについて商品券の利用期間中継続して商品券の利用対象となることについて、何ら保証するものではありません。
  - 6 第 4 条第 13 号に規定する利用期間を過ぎた商品券の残高は、無効となります。また、市は、無効となった商品券について、何ら保証するものではなく、何ら責任を負うものではありません。

#### 第8条（アプリの提供の停止、中断）

- 1 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、アプリの提供を停止するほか、アプリの登録情報及び記録情報を削除することがあります。
  - (1) 利用者が三鷹市地域ポイント事業実施要綱、本規約等に違反した場合
  - (2) 利用者が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
  - (3) 利用者が三鷹市暴力団排除条例（平成 24 年三鷹市条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者と関わる場合
- 2 市は、システム保守、システム障害対応、天災・争乱等の不可抗力等の技術上又は運用上の理由その他やむを得ない事情により、アプリの全部又は一部の提供を中断する場合があります。
- 3 前 2 項の場合において、利用者は、商品券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとし、この場合において、逸失利益、機会損失等については、いかなる場合にも、市は、責任を負わないものとします。

#### 第9条（転売等の禁止）

利用者は、購入した商品券を譲渡、転売等してはならないものとします。

#### 第10条（コールセンター）

参加店舗・利用者共通のコールセンターを次のとおり設置します。

- (1) 設置期間は、令和 8 年 2 月 13 日（金）から 11 月 13 日（金）まで（土・日、祝日を含む。）とし、営業時間は、午前 10 時から午後 6 時までとします。
- (2) 通話料は、発信者の負担はなし（フリーダイヤル）とします。

(3) コールセンターの電話番号は、以下のとおりとします。

0120-58-2525

#### 第11条（事故）

販売した商品券の盗難、紛失その他の事件・事故による滅失・損傷等について、市は、一切責任を負うものではありません。この場合において、商品券の盗難、紛失その他の事件・事故による滅失・損傷（番号が読み取れる場合を除く。）等による商品券の再発行はしません。

#### 第12条（紛争の解決）

商品券の利用等に関して、参加店舗と利用者その他第三者との間で又は利用者と参加店舗その他第三者との間で苦情又は紛争等が生じた場合は、全て当該紛争等の当事者間でこれを解決するものとし、市は、一切責任を負わないものとします。

#### 第13条（合意管轄）

利用者は、商品券の取り扱い等に関して、市との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附 則

この規約は、令和8年2月13日から施行し、11月13日をもって廃止する。